

○総務省令第十八号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣 山本 早苗

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令（平成二十五年総務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「旧基金省令様式第二号及び様式第三号中」を「旧基金省令様式第二号中」に改め、「とする。」を「と、旧基金省令様式第三号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」と、「第十五条第一項」とあるのは「第十九条第二項」と、「不服申立

て」とあるのは「審査請求」とする。」に改める。

附 則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。